

昭和五十一年十二月招集

第四回館山市議定会定例会會議録第三号

館山市議 会



目次

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 日時          | ..... | 二  |
| 場所          | ..... | 二  |
| 出席議員        | ..... | 二  |
| 欠席議員        | ..... | 二  |
| 出席説明員       | ..... | 二  |
| 出席事務局職員     | ..... | 二  |
| 議事日程        | ..... | 二  |
| 開議          | ..... | 二  |
| 議案第六十二号     | ..... | 二  |
| 議案第六十三号     | ..... | 二  |
| 議案第六十四号     | ..... | 二  |
| 議案第六十六号     | ..... | 二六 |
| 請願第三号       | ..... | 三三 |
| 閉会          | ..... | 三三 |
| 本日の会議に付した事件 | ..... | 三三 |

一、昭和五十一年十二月十四日（火曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 三十名

|   |   |        |   |   |        |
|---|---|--------|---|---|--------|
| 一 | 番 | 吉田 勇治郎 | 二 | 番 | 伊藤 幸太郎 |
| 三 | 番 | 穴戸 寿夫  | 四 | 番 | 押元 稔   |
| 五 | 番 | 黒川 平治  | 六 | 番 | 鈴木 正義  |
| 七 | 番 | 本間 昭二  | 八 | 番 | 松下 正己  |
| 九 | 番 | 鈴木 稔   | 〇 | 番 | 流山 源次郎 |
| 一 | 番 | 近藤 好雄  | 一 | 番 | 栗原 一雄  |
| 一 | 番 | 近藤 好雄  | 二 | 番 | 栗原 一雄  |
| 三 | 番 | 林 豊    | 一 | 番 | 石井 輝久  |
| 一 | 番 | 辻田 実   | 一 | 番 | 安西 益男  |
| 一 | 番 | 石井 武敏  | 一 | 番 | 渡辺 軍治郎 |
| 一 | 番 | 渡辺 昭夫  | 一 | 番 | 渡辺 軍治郎 |
| 一 | 番 | 渡辺 昭夫  | 二 | 番 | 和田 一郎  |
| 二 | 番 | 田中 禄郎  | 二 | 番 | 五十嵐 昇  |
| 二 | 番 | 菊井 敏博  | 二 | 番 | 西村 真次  |
| 二 | 番 | 伊賀 多朗  | 二 | 番 | 西村 真次  |
| 二 | 番 | 伊賀 多朗  | 二 | 番 | 藤田 益治  |
| 二 | 番 | 伊賀 多朗  | 二 | 番 | 藤田 益治  |
| 二 | 番 | 遠山 ヨネ子 | 二 | 番 | 石井 正   |
| 二 | 番 | 望月 照正  | 三 | 番 | 山口 康   |
| 二 | 番 | 望月 照正  | 三 | 番 | 山口 康   |

一、欠席議員 なし

一、出席説明員

一、出席事務局職員

一、議事日程（第三号）

一、館山市役所議場

昭和五十一年十二月十四日午前十時開議

日程第一 議案第六十二号 千葉県競輪組合規約の一部変更につ

いて

日程第二 議案第六十三号 昭和五十一年度館山市一般会計補正

予算(第二号)

議案第六十四号 昭和五十一年度館山市国民健康保険

特別会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第六十五号 昭和五十一年度館山市ユースホステ

ル特別会計補正予算(第一号)

議案第六十六号 昭和五十一年度館山市水道事業特別

会計補正予算(第一号)

日程第四 請願第三号 国道一二七号線「館山バイパス」早

期実現方に関する請願書

開 議 午前十時四十九分開議

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数三十名。これより第四

回市議会定例会第三日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開き

ます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

この際申し上げます。本日の議事案件の内容説明はすべて終

ておりますので、直ちに質疑より行います。

### 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、議案第六十二号千葉県競輪組

合規約の一部変更についてを議題といたします。

議案第六十二号 千葉県競輪組合規約の一部変更について

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

○議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決すること

に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

### 採 決

○議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原

案どおり可決されました。

### 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、議案第六十三号昭和五十一年

度館山市一般会計補正予算を議題といたします。

議案第六十三号 昭和五十一年度館山市一般会計補正予算(第

二号)

### 質 疑 応 答

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑を願います。

〇一八番(渡辺軍治郎君) 一二ページ寄付金の百三十五万円の問題ですが、説明では消防の寄付その他になっていたようですが、この内訳とそれから集め方—どのようにして集めたかという点とについてお伺いしたいと思います。

それからもう一つは一八ページの老人ホームの扶助費の関係ですが、説明では人員増しと単価がふえたことによる増額—二十九人の老人ホームに措置しているそういう人たちの扶助費の増額だと思わんですが、この食費単価は一食どのくらいになるのか。これは老人ホームで大分食事が悪いということ、老人ホームから出て、縁ぎに出ている、そういう人たちのことも聞いているので、大体食事単価が一食どのくらいになっているかお聞きしたいと思えます。

一二ページの一九節ですが、粗飼料等生産合理化に対する補助金としてトラクターほか機械が計上されていますが、この受け入れ体制はどのようになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから一二ページ八節の報償費、これは漁協の五組合を対象にして、何か賞品といいますが、旗を出すようなそういう説明があったんですが、これは内容としてはどういうトまあ、これは旗を出すといっておりますが、表彰の内容ですね。表彰するということでは、表彰して毎年かえるというようになると思うんですが、その内容についてお伺いします。

それから一二ページの七節ですが、海岸の人夫賃金として五十万計上されておりますが、これは季節風が吹くようになる砂公害といえますか、海岸道路いっばいかなり砂が積もって、車が

スリップして事故を起こすようなそういうこともあると聞いているんですが、五十万円の計上で季節風に対する—季節風の砂公害を取り除くような、そういう清掃費も含めてあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから二三ページの一五節ですが、防火水槽の問題で四カ所の請負残が計上されていますが、先だって私たちが市民の要望意見を述べたときに、下町や仲町の海岸よりといいますが、下のほうには防火水槽がないので、季節風その他の関係もあって、火災が下のほうから起るとかなり被害が上のほうに及ぶわけですから、そのへんに防火水槽の設置の考えはあるのかないのかひとつお聞きいたしたいと思います。

〇財政課長(山田俊康君) 一二ページの寄付金のことについてお答えいたします。

寄付金百三十五万、全額特殊寄付でございます。五十万円につきましては、山本の黒川さんから図書購入代。それから八十五万円、富崎出身で東京で営業しております青木利三郎さん、そのうち五十五万円がサイレン関係、そして三十万円が剣道防具、そのほかのもので、指定寄付、特殊寄付をいただいております。

〇福祉事務所長(山口一君) 一八ページの二〇節扶助費老人ホーム収容措置費関係でございますが、養護老人ホームの場合月額二万一千三百六十円、特別養護老人ホームの場合二万七千六百六十円でございます。

〇農水産課長(岩崎一郎君) 一二ページの一九節緊急粗飼料生産合理化事業の受け入れ体制でございますが、これは畜産奨励協議

会——これは市で本化した団体でなければいけないという補助、要項に基づきまして、市で酪農組合の代表者で構成しており、畜産奨励協議会、この会に代表で一括補助してこれを受け入れます各二人以上の共同グループが全部で、人数では対象になります者が五十五名ほどございます。

それからもう一件、水産業費の中の報償費でございますが、報償の内容といたしましては、それぞれ所屬いたします漁協の組合の水揚げでございますが、漁獲高の水揚げに関しましてその年度で最優秀な金額、量ともに水揚げがあった功労者に対して優勝旗を授与する、もちろんこれは持ち回りでございます。本年度より発足してお願いしたいという内容でございます。

○福祉事務所長（山口 一君） ただいまの説明に追加いたします。単価というお話でございましたが、養護老人ホームの場合一日当たり七百十円、特老の場合一日九百二十円ということになります。

○商工観光課長（中村正雄君） 海岸清掃人夫賃金に砂公害の人夫賃が含まれているかどうかということでございますが、これは含まれておりません。

なお、御参考までに、飛砂公害についての県でのネットの施工を、この二十日ごろを目途に施工するということになっております。○防災課長（羽山房雄君） 二三ページの防火水槽についてのお答えをいたします。

来年度事業実施につきまして各消防団からの要望がございました中に、実は下町交差点周辺に消火栓を二カ所設置してほしいという要望が出ておりました。しかし現地調査、あるいはいろいろ

技術的な面を考慮いたしましたして、ここはまだ水圧が低いので、それに相当交通混雑の場所で工事を施行することがいまだ適当でないということできられております。したがってお話のありました下町、仲町周辺の貯水槽につきましては、地元から何ら要望が出ておりません。

○一八番（渡辺軍治郎君） 寄付金については、これは特殊の寄付であるということで一応了承しました。

それから老人ホームの扶助費の食費について七百十円というふうなお答えでしたけれども、七百十円の食費で——これは一日当たり七百十円ということですか、一食当たり七百十円ということですか。その点も一つお伺いします。

○福祉事務所長（山口 一君） 一日当たりでございます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 一日当たり七百十円というのと、一食当たり二百円ちょっとということですか。いまの食費で——きのうも通告質問で問題にしたように、大体二千カロリから二千四百カロリとるのはこれはこれは入院患者の場合の給食費でも給付の場合で一日千円ということになっているわけですが、二百円程度の食費というのと、いまラーメン一つ食べても最低で二百五十円です。

そういう非常に恵まれない人たちの問題ですから、おそらくは楽しみといえ食べるのが楽しみぐらいになっていると思うんです。ですからこういう食費の問題でももう少し潤いを持たせるような金額であってもよいのではないかと。

そういう点で、きのうも食費の問題にしたいんですが、生活保護を受けている人は百四十六円と、これはもうラーメンも食べられないような——老人福祉手当を入れても大体百九十六円ぐらいで

すから、二百円足らずというところで、恵まれないこういう人たちに對する扱ひ方の問題として、食費ぐらゐもう少し増額をしてもいいのではないかと思いますが、こういう点について市長はどいうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○市長（半沢良一君） 昨日もお答えいたしましたとおりでございますが、食費につきましてもやはりこれ国で定めた制度でございまして、これで賄っていけるというふうに考えております。

○一八番（渡辺軍治郎君） この問題は国で決めていること、そのこと自体が不十分なもので、病院の給食費にしても一食当たり三百三十円というのが一日千円ということになっていきますから、大体この近い線ぐらゐまではいまの状況からすれば増額するのが、本場に福祉を増進するということで非常に大事なことじゃないかと思うんで、この点についてはすぐとは言えないでしょうが、検討して、そういう恵まれない人たちにせめて食費ぐらゐは人並みの食費にしてやったらどうかということを要望しておきたいと思ひます。

それから粗飼料の生産利用の合理化の問題ですが、畜産協議会として受け入れ体制があるということで、維持管理がうまくいくのかどうか、これは単位として、そういうよりな形で機械化が進められるということで、問題はこれを運用していく一維持管理が協議会としてうまくいくのかどうか、そのへんを少し聞きたいと思うんですが。

○農水産課長（岩崎一郎君） これにつきましては、この事業の具休化までに相当回数協議いたしましたして、また受益者個々の集まりも数回催しまして、それぞれの管理規定を設けまして実施の段階

に移っているわけでございます。これがはっきりいたしましたすべてそのように組織ができて上がっておりますので、今後の維持管理はスムーズにいくものと、そのように私ども考えております。

○一八番（渡辺軍治郎君） 報償費の問題で、旗をつくって水揚げ高によって旗を回すというよりな、回し持ちになると思うんですが、水揚げ高の多い者に表彰するという、こういう旗をつくってやるくらいのこと、何か形式的みたいな気がするんですが。

大体漁師とすれば誰だつて水揚げ高を多くしようとして努力するのはみんな同じだと思ふんですよ、これは競争ということじゃなしに生活がかかっている問題ですから、そういうことに対して水揚げ高に応じて旗で表彰するというようなことはたして意義があるのかどうか。そこらは非常に疑問に思ふんですよ。その点はどいうふうにお考えになつて決めたのかお聞きしたいと思います。

○農水産課長（岩崎一郎君） これにつきましては、地元の各漁協組合員の希望でもあり、このような仕組みと申しますか、これをひとつ設置していただきたいという、こういう要望に基づきまして今回お願いをいたしましたわけでございますので、御理解願ひたいと思ひます。

○三番（安戸寿夫君） 一九ページの衛生費清掃総務費の中の委託料についてお聞きいたしたいと思ひます。

この不動産価格鑑定委託料は、この間の説明で日本不動産研究所の千葉支所に委託するということですが、不動産鑑定はこの委託料の中には実測するということが含まれているのかどうか。

また、現に実測が済んでおるならば、台帳面と実測の差がわか

っておりましたならお聞かせ願いたいと思います。

○衛生課長（石井 謙君） お答え申し上げます。

これは実測ということでなくて二地点幾らということでございます。そういうことで一地点の面積が公簿上でもっていたしました。最終的に出た評価に対して幾らということのものでございます。ですから実測面積は出ておりません。

○三番（宍戸寿夫君） そうすると、一応日坂の買収予定地の実測

はまだ行われていないというふうに考えてよろしいですか。

○衛生課長（石井 謙君） 実測はいたしてございません。

○三番（宍戸寿夫君） それじゃ、これから先はちょっと議題と

はずれると思いますが、もしよろしければ、買収を予定する場合

に台帳面で買収していくのか、実測で買収していくのか。そのへ

んが出ておりましたなら教えていただきたいと思ひます。

○衛生課長（石井 謙君） この場合に、この地域が二つになって

おるわけでございますが、実測した部分と台帳のままの部分と合

わせて約一万坪あるわけですが、これを実測で買収するか、ある

いは台帳面で買収するかという点については、まだ進めておりま

せん。

○三番（宍戸寿夫君） 了解しました。

○一三番（林 豊君） 二〇ページ九節ですが、村ぐるみ農業

推進協議会補助金三十六万円ですけれども、この内容をこまかく

説明をしていただきたいと思ひます。

すなわち県では一体どういう意図のもとにこういうようなもの

を企画したのか。

県としてはどのくらいの予算を、この館山市等の南総の農業地

区にいたしておるのか。隣接の三芳村であるとか、富山だとか、  
純農村地域ではどういうふうな形で出しているのか。

また市としては今後どういうふうな形で、この農業推進をやっ  
ていくのか。これらをこまかく説明をしていただきたいと思ひま  
す。

○農水産課長（岩崎一郎君） お答えいたします。

この御説明の際に申し上げましたように、県知事の目玉事業と

いうことで本年度出てきたものでございます。

県の予算の関係で本年度県から約百五十ございましてものが百  
部落にしほられました。指定をするということが決まっただけで

ございます。

そして、これをわれわれの南部に関連いたします安房郡では十

五部落が指定をされました。関係市町村は館山市が三つ、鴨川市

が三つ、富浦町が五つ、丸山町が四つでございます。特に富浦町

につきましては、旧八束全村が五つというふうにしほって指定を

受けるというふうな段階になっております。各部落代表といいたし

まして、これらに対しまして委員さんを十五名県から任命を受け

ております。

予算的な関係で申し上げますと、一部落約十二万という県の予

定でございます。これが館山市に該当いたしますと三部落でござ

いますので三十六万、そのほかに委員さん一人について年額二万

円程度の手当と申しますか、これが交付されております。

それと、運営そのものに対する費用は三十六万円と委員さんの

二万円ございましてけれども、今後これをどう肉づけしていくのか

ということになりますと、やはり村ぐるみ挙げての各個人の農業

経営、生活等を向上していく、引き上げていく、そのためにはい  
ろんな施策が当然これにもたれてくるわけでございます。これを  
この二月いっぱい程度にまとめ、この村ぐるみの中の振興計画  
を策定したいということでございます。

○ 農水産課長(岩崎一郎君) 御指摘のとおりでございます。  
○ 一三番(林 豊君) 私せつかくこういうふうな一北重南軽の  
県予算が格差をなくすために、こういうような産業中心の予算が  
盛られたということで、非常に私は歓迎すべきことだというふう  
に考えますので、こういふものを継続させるような方向で、市長  
さんにもよろしく農業をかわいがっていたかどうかというふうな方向  
にもっていった方がいいかというふうにご意見を、市長さん  
のお考えはいかがでしょう。

○ 市長(半沢良一君) 林議員のおっしゃるとおりでございます。  
これから具体的に何をやるかを部落ごとで決めるわけでございま  
すので、決まりました施策については市としても極力できる限り  
の応援をして実現を図ってまいりたいと思っております。

○ 一三番(林 豊君) 了解いたしました。  
○ 二六番(藤田益治君) 二一ページの先ほど一八番議員の御質問  
にもありました八節の報償費の十五万円に対する説明、それから  
二三ページの一八節備品購入費の中で教材購入費について二点ほ  
どお伺いしたいと思います。

まず第一点の八節の地元漁船に対する表彰という形で、優勝旗  
を持ち回りで市内の五つの組合に水揚げ奨励の目的で配布すると  
いうような説明ですが、大体その数はどのくらい予定しているか  
お聞きしたいと思います。

それから二三ページの一八節備品購入費の中で、御説明により  
ますと富崎のほうで青木利三郎さんという方が御寄付によって、  
御好意によりまして鼓笛隊の道具を買うという指定寄付というこ  
とでありましたが、鼓笛隊に対する委員会としての考え方はどの  
ようなお考え方をなさっているか、そのへんをお伺いしたいと思います。  
○ 農水産課長(岩崎一郎君) お答えいたします。

この持ち回りしていただきます旗の数は五本でございます。五  
つの漁業協同組合に各一本ずつでございます。

○ 学校教育課長(佐野啓男君) 校用器具の備品費は青木さんから  
の御寄付でございます。鼓笛隊に入れるわけでございますが、  
鼓笛隊が学校教育の中における位置、そういうことだと思いま

が、鼓笛隊は学校の音楽の領域の一部として初歩的な教材がござ  
います。それから鼓笛隊そのものは学校行事、つまり学校で行う  
行事に対して参加をし、その行事を一そう盛り上げる効果をし、  
全校のモラルを高める、こういうことになるわけでございまして  
それは教育的な一つの子供たちの士気の高揚に関する教具として  
活用されておる、そのように理解していただきたいと思います。  
〇二六番（藤田益治君） 優勝旗の五本というところでございませ  
が、五本というところでございまして一本三万円ということになり  
ます。したがって持ち回りということですが、その耐用年数  
はどのくらいみておるか、そのへんのことをお伺いしたいと思います。  
ます。

なお、鼓笛隊の件ですが、確かに学校行事等の子供の士気の高  
揚ということで、たまたま御寄付があったから鼓笛隊の教材を購  
入できる。同時にこれは維持管理という方向に対して、古くなっ  
てくれば当然傷む、それを存続していくため、また効果を上げて  
いくための維持管理という方向に対して、委員会としてどのよ  
うな考えでございましょうか。

〇農水産課長（岩崎一郎君） お答えいたします。

私ども考えておりますのは、大体五年ぐらい経ちまして新しい  
ものに更新しなければいけないんじゃないか、そのような、実は  
やっておりますけれども、そのように考えております。

〇学校教育課長（佐野啓男君） 鼓笛隊そのものにつきましては、  
音楽の時間と思われまして、戦後小、中学校にクラブ活動を設け  
るということとございまして、そういう学習時間にこれが使われ  
ると思っております。

管理につきましては、それぞれ学校の分掌による主任の管理に  
任せますけれども、傷んできた場合には当然備品として台帳に載  
っているわけでございまして、寄付の教具に対しては備品修理  
という配当予算の中から修理していきいたいというふうに考えてお  
ります。

〇二六番（藤田益治君） 優勝旗の件ですが、五年という耐用年数  
をみておるということでございますが、おそらく三万円程度の優  
勝旗であった場合に非常に薄くて、そこいらの野球だとか、ど  
かの陸上競技だとかというような形の優勝旗であれば風も当たら  
んし、別に部屋の中に保存をしておくという形がとられると思  
いますが、おそらくこの優勝旗をいただいた漁船の場合は、出航と  
か、またいろいろな時期に数多く、潮風の中で船が相当のスピー  
ドで走っている中で港外で掲げると思っています。したがっておそ  
らく半年たてばあとは回りのひらひらだけ残ってなくなるというよ  
うな状態にあると思います。そのへんは十分に考慮して、せつか  
くいい方法をやるんですから、水揚げの奨励という意味合いにお  
きまして、持ち回りという角度ではなくて、年度を入れて立派な  
水揚げをしましたということとやっていたかどうかというような方向  
で、将来検討していただきたいと思っております。これで了解いたしま  
す。

鼓笛隊の件ですが、確かに備品購入費で傷んできた場合にはそ  
の費用として委員会のほうで出すということとありますが、た  
また御寄付があったことによってこの鼓笛隊という名前がここ  
に上がってきている。私も議員になって十年になりますがいま  
までこういうふうな仕組みはなかったと思っております。したがっていい

ものであったならば、喜崎のみならず那古小にしても、また館山小あるいは船形小学校、各校に鼓笛隊というような形ができておりますので、将来そのへんの形も一たとえば観光祭り等で子供らが一生涯懸命になって汗水たらしてけいこして協力するという子供達の真意から考えて、将来そのへんを十二分に検討していただきまして、予算的な措置をできるように要望して終ります。

〇八番（松下正己君） 一点だけお聞きします。

二〇ページの三目し尿処理費一節需用費中修繕料百七十万、これは十一月十六日の脱水機の故障による機械修繕料ということをお聞きしましたけれども、機械を修繕している間においてし尿公害というような感覚が地元にも持たされたとなると、いま衛生センター建設という重要な問題を抱えている現在非常に遺憾なことであり、またこの時点においてそのようなことがあったかどうか、その点についてお聞きいたします。

〇衛生課長（石井 謀君） この脱水機は脱離液と汚泥が一絡になつてきまして、その液のほうはまたすぐに返しますが、汚泥はそのまま残るわけでございます。そのうち汚泥は大体一日に午前中二時間、午後二時間程度採取するわけでございます。それを人力で行いまして、近く谷藤原部落の御協力をいただきまして、ミカンの木の根、あるいは桃の木の根の中に入れておるわけでございますけれども、そういうようなことで操業いたしておりますので、公害的な問題については現在出ておりません。

〇八番（松下正己君） 非常に大切な時期ですので、ひとつ注意してよろしく願います。了解。

〇一五番（辻田 実君） とりあえず三、四点について御質問申し

上げます。

最初に一一ページ八目教育費補助金の中の五万円というのが出ているわけでございますけれども、スポーツクラブ育成事業補助金ということで県の補助金が出ているわけですが、これに見合う支出がございませんけれども、これはどういうふうな処理されるものか。この点についてまず第一点お伺いしたいと思います。

それから二番目、一九ページの衛生費のうち清掃総務費九節旅費でございますけれども、昨日一四番議員の質問の中において、視察の状況について御答弁がございましたので了解しましたけれども、二、三日前に新聞折り込みの中に善光寺参り云々というように出たことと、三日前に新聞折り込みの中に善光寺参り云々というように形であるかと善光寺へ寄られたことがあるのかどうか。これは非常に広範にわたるところのものが出ておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

三番目に二〇ページ三目し尿処理費でございますけれども、一節需用費修繕料で百七十万というのがあるわけでございます。これについては当初予算の中におきましても審議の中で質問したわけでございますけれども、本年度は全然予算が組んでなかった去年は組んであったけれども、ことしはなぜ当初予算に組まなかったんだという、こういう形で、いまのところ相当老朽化しているけれども、これというところがないという形だったわけです。

しかしながら今回百七十万の修繕料が出たわけですけれども、この内容が脱水機の中の特に遠心分離機というんですか、の摩滅というようにことですけれども、この種の機械で遠心分離機等が摩滅してこのような修繕をするということについては、相当前か

らわかってゐるだろうし、またここに補正で組まなきゃならないという性質のものじゃないんじゃないかと思ひますけれども、財政事情が逼迫してゐるので当初予算に組みたくても組めないという、こういう状況があるかと思ひますけれども、し尿の問題についてはこうした面が壊れますと非常に問題があるわけでございます。特に水道料の問題なんかについては経過が不十分なために予算を相当オーバーしたところの水を使わなくてはならないという状況の中において、こうした状況はまだ早急にやらなければならぬような修繕場所、そういうものについてはどうなのかその点についてひとつ明らかにしてもらえないと、その都度、その都度予算ができたからほつほつ出るといふことじゃ問題が問題だけに困ると思ひますので、この点について御説明いただきたいと思ひます。

次に二三ページ消防施設費の一五箇工事請負費でございますけれども、この防火水槽の建設工事請負費について再三質問がなされております。

昨日の御答弁、また説明、また先ほどの答弁の中で四カ所の実施ということは明らかにされておりませうけれども、四カ所の設置場所について御答弁をいただきたいと思ひます。

とりあえず以上質問いたします。

○体育課長（川上賢爾君） 御質問のスポーツ育成事業補助金五万円でございますが、これは婦人スポーツクラブの活動として二クラブを対象にして一クラブ二万五千円の二クラブということで県の補助金が交付されることになったわけでございますので、これを入れて当初予算に組み込んでございます予算と合わせて有

効に使いたい。内容はバレーボールの購入と謝金でございます。

○衛生課長（石井 謙君） 先進地の視察の關係で善光寺参りの事実があるかどうかということでございますが、これは確かにございます。青柳、岡田、両地区の代表者の方々わりあいと年配者が多くて、すぐ近くまで来たんでお参りしていきたいという、皆さんから声があつたんでお参りしたようなわけでございます。

次に脱水機の關係でございますが、これは五十一年度の当初予算のときに実は考えていたわけでございます。なんとか大事に使用していく一大体新しくした場合に七百万乃至八百万円かかるわけでございますので、なんとか一年間大事をとってやろうということ、もし途中でだめになつた時点でひとつ話し合いをしましようということ、財政課とも話し合いをいたしたわけでございます。以上でございます。

○防災課長（羽山房雄君） 二三ページの貯水槽のことでございますが、五十一年度予算におきまして貯水槽の予算を五カ所分お願ひいたしました。現在実施工事が完了しておりますが、先般御説明申し上げました四カ所でございます。

有蓋の貯水槽で船形の仲宿地先の海岸道路の中、それから同じく有蓋の貯水槽で笠名地区の市営住宅の裏側の地区、さらに有蓋で神余地区——現在これは実施中でございます。それから無蓋が山萩が——今後やる中ですが、西長田が終つております。以上四カ所が終つておりまして、今年度中にさらに山萩が——現在入札にかけるべく、今月中に入札にかけます。

○一五番（辻田 実君） スポーツクラブの支出についてですけれども、当然当初予算の中でもって組まれておるわけでございます

て、当初予算というのはそのとき収入があったものについて予算は組まれておると思うわけでございます。

今回の補正予算の支出の項目の中でそれらしいものがないんです。ですから当然財政事情があるから予算的の補助、その他の補助金の項目からいって、前に一般財源から出ておってその分補助金がついたので繰り上げるといふ形はできるかもしれないけれども、しかし館山市の市民憲章の重点目標であるところのスポーツ等のこういった補助金が、やはり当初予算でもってすでに一般財源でもって処理されておる、その後こういう形で県の補助金がついた、そしてついたものについては前に組んであるからということ、相殺の形でもって、現実的には五万円については一般財源に繰り入れられて他の項目に流用されてくるという形が現実的には出てくるのではないかと。

こういう形の補助金執行云々については、非常にやっぱり問題が出てくるのではないかと。当初予算で補助金の見込みのないものについては計上せず、別途追加予算を組むという形もあるかと思うんですが、これについてせっかく二クラブに対して五万円新しく予算を組む形でふやしていかないと、今後こういった施策が十分効力を上げるといふわけにはいかなくなるんじゃないかと思えますが、その点についてどのように処理されておるのか再質問いたしたいと思えます。

それからし尿の視察の問題でございませうけれども、この点についてはいろいろな事情はわかりませうけれども、しかしながら今日置かれておるところのし尿処理場の建設をめぐる社会情勢、市民感情というものを十分把握していただきたい。

このことは現に事の内容については私はそう担当課に置かれては重要視していかないかと思えますけれども、私がみた周辺の人でも、善光寺参りやっただってと、けしからんじゃないかという片っぴが生活をかけて云々ということでもってえらい運動をしている中で、それをあざわらうような行為をやってそれであんたは満足できるか、そういうものを見逃していいのか、こういうようなことをかなり感情的に言っている人がかなりいるんですよ。聞いてみると館山市の新聞全部出たというんじゃないですか、その内容が折り込みでもって。

確かに年配者がいるから、ちょっと行くのはいいかもしれないけれども、そのちょっとしたことの事の重大性についてはもっと痛感してもらいたい。このことよってどれほど今日処理場の建設、またそれをめぐるいろいろのことを考えている人たちに對して影響を及ぼすかということについて、事は小さいかも知らんけれども、そのことは大きく発展することですね。これをやってもらわないといけないと思えますけれども、この点についてはどのように考えておるのか。

これは取り下げるんじゃないかと全市にまかれておるそうですか、そうしたことが事実であると大変なことじゃないかと思えますので、そのへんの見解を合わせてお伺いをいたしたいと思えます。

三番目の修繕料についてはけっこうでございます。

それから防火水槽の面でございませうけれども、これについては四カ所ということで実施して、その予算残が五十五万結局出たわけでございますけれども、四カ所について五十五万出たのか。それとも私は昨日の説明の中では四カ所を実施して、その残額が

五十五万出たのでこれを結局未執行に終った、予算残が出た。こういうことだったんですけれども、当初予算を見ましたら五カ所というところで、いま言われたようなことがあったんですけれども、五カ所が完了しないうちに予算残の五十五万というのが明確に出てくるというのは、一カ所だけ返上してしまつたのかなと途中でもつてこういうふうに考え込んですけれども、山萩については今後実施いたす、こういうことで、無蓋のものでございませうけれども、この点についてはいまこの時点でこのように予算の、何と申しますか、削減をしていいものかどうなのか、この点についてまず第一点。

それから防火水槽の工事請負費については、多分地元負担金という形で寄付金が幾らかとられておると思うわけでございませうけれども、寄付金についてごくこまかいトータルというものは当初予算の中でもって聞きませんでしたけれども、ことし当初予算において八百三十九万円の一般寄付金を計上している。主なものの中に消防のこのようなものがあるということになっておりますけれども、今度の五十五万円が予算残ということになってくれば、それに見合ふところの寄付金の返還があつてしかるべきだといふふうに思ふわけでございます。

この補正予算の中におきますところの寄付金のものについては、黒川さんからの寄付金で、教育費で八十万円、消防費でもつて五十五万円も収入があつて、当初予算に組まれた一定率によるところの地元負担金の返還というんですか、これがなされておらないわけでございますけれども、五十五万円だけは返して、寄付金についてはどうなるのか。この点の扱いがどう処理されたのか。こ

の点について再質問いたしたいと思ひます。

以上再質問いたしたいと思ひます。

○ 体育課長（川上賢爾君） 補助金の性格から申し上げますと、確かに辻田議員さんのおっしゃるとおりでございます。ただ市の財政事情等も勘案いたしまして、補助事業の効果を低下させないよう、それから補助金の目的であります育成事業の成果が乗りあふように私どもも十分配慮しながらやっていきたいと思ひます。

○ 衛生課長（石井 謀君） 先進地視察の件でございますが、御指摘のとおりでございますして反省いたしております。今後かかることのないようにいたしたいと思ひます。

○ 防災課長（羽山房雄君） 寄付金のことである前に、大体当初予算に私ども見込みました貯水槽の単価でございますが、これが有蓋が二百三十万円のものが三基六百九十万、無蓋が百四十五万円のもの、二基二百九十万、合せて九百八十万を予算化お願いしたわけでございます。

しかしながら、これが請負にかかりますと、A地区におきます有蓋二百十八万、あるいはB地区におきます同じ有蓋でも二百三十五万とか、あるいはC地区におきます二百十七万、大体二百二十万前後が普通の有蓋の単価になります。私ども見込んだのは二百三十万円でございました。それと無蓋が百四十五万を見込みましたところ百十万以内ででき上がっております。

地元負担金というか、こうで寄付を下さるの、でき上がった時点、あるいは入札が終つて価格が決まつた時点におきまして地元から納めていただいて工事着工に入るわけでございます。そ

いうよりな関係で別に寄付金の返還はいたしておりません。もちろん寄付金収入として財政のほうで見込んで、一括して予算化をお願いしておりますが、実際のあれはございません。

それと、今回富崎地区のサイレン取り付けにつきまして、青木さんからいただきました五十五万円でございますが、これは事前富崎地区のサイレンが老朽化して新しくしたいという地元の声が青木さんが聞き入れまして、地元で直接算定、見積もりを出せということで、見積もりができ上がった時点で五十五万円を市のほうに送金していただきました。ですから工事にかかる前に市に入っております。それがまあ違いでございますが、以上のようなわけでございます。

〇一四番（石井輝久君） 御質問申し上げます。

一ページの第一条「三百六十八万二千元を追加し」ということでございますが、これに関連いたしまして質問申し上げます。

いま御案内のように県下各市で十二月定例会が開会中であり、またある市はこれから開会しようとしておるわけでございます。

大体人口三万一千八百四十三名——これ勝浦市でございますが、この勝浦市では十二月定例会に千四百二十三万円の追加補正を提案しておるわけでございます。議案は十一件、館山市は五件でございます。それから類似の鎌ヶ谷市、人口六万五千あまり、これ九千七百四十三万円の追加補正をしております。議案十六件。

それからお隣りの鴨川市でございますが、人口わずかに三万一千八百四十三名、議案二十一件、二億九百七十万円の追加補正を提案しております。茂原市、人口六万六千あまり、これは議案十一件、補正額四億三千九百二十九万円。引き続きまして東金でござ

います。三万四千五百十五人の少ない人口でございますが、こども一億四千九百万円の追加補正を提案しております。

これに比較いたしましたして、我が市はわずかに三百六十八万二千元、まことに僅少といわざるを得ないわけでございます。したがって当市におきましては審議する内容に乏しいために、会期わずかに五日間、まったく他市に例をみない異常な十二月定例会といわざるを得ないわけでございます。

さらに申し上げますならば、本十二月定例会には、館山市を除きます。——また市原市は除外のようでございますが、私の調査によりますと千葉市をはじめ鴨川に至るまで勝浦市を含めてすべて給与改定の条例改正を提案中でございます。御案内のように県の人事委員会は、六・五四、これを今年四月に遡及して支給すべしという千葉県知事に対する勧告をしておるわけでございます。これを受けまして館山市と市原市を除く全市が十二月議会に条例改正案を提案しておるわけでございます。

そこで質問でございますが、なぜこの議案第六十三号昭和五十年年度館山市一般会計補正予算案の中にこれが含まれていないのかをお伺いいたします。

と同時に、条例をなぜ提案されなかったのかをお伺いします。

もし提案されておりましたら、これは三百六十八万二千元の追加補正ではなく、一体幾らになったのでございましょうか、お伺いいたします。

以上総括的にまずお伺いして、次に進みたいと思っております。

〇議長（吉田男治郎君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開いたします。

午前十一時五十三分 休憩  
午後 一時 七分 再開

○議長(吉田勇治郎君) 午後出席議員数二十七名、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず答弁渾れから。

○防災課長(羽山房雄君) 先ほど一八番議員さんからの御質問に對しまして申し上げました防火貯水槽の――下町、仲町地区から設置の要望が出ていなかったか、考案があるかという御質問でございますが、下町、仲町地区周辺の楠見海岸、いわゆる旧昭和電工跡の南側になりますが、水産高校の寄宿舎前の路上に一方所貯水池を来年度見込みたいと、予算要求を出したいという、こういうあれがございました。したがってその地域の防火貯水槽は一方所は予算に見込まれていることをお答えして、訂正してお呼び申し上げます。

○議長(吉田勇治郎君) 一四番議員君に対する答弁を求めます。

○助役(吉野茂樹君) 石井議員の質問に対するお答えを申し上げます。

なぜ給与改定条例並びに予算を提案しなかったかにつきましては、本議会に提案すべく努力をいたしたのですけれども、財源の見通しのうち、公社債務については起債の一部振りかえ等明るい見通しもございますけれども、その他財源につきまして不確定要素等もございましたので、今回見送らせていただきます。

なお、所要額につきましては約一億円でございます。

○一四番(石井輝久君) 再質問いたします。

何しる総合的な御質問でございましたので、ただいまの答弁了

承いたしました。

何れともあれ苦しい予算事情でございますから、予算編成も非常に難航されることは十分承知しております。

次の質問簡潔でございますが、一点だけお伺いしたいと思ひます。

五ページの地方債補正――第二条でございます。先般の御説明によりますと、起債の利率九・〇%以内であったものが九・五%以内とこのように改正をされるわけでございます。御説明によりますと九・〇%以内が九・一%程度にアップされたのでという内容の説明がございました。

そこで伺いたいんですが、そうでなくても非常に財政事情が窮迫している折から、たとえ〇・一%のアップにしても財政的にはかなり今後長い将来にわたって響いていくと思ひます。提案されてしまったからこれ以外の折衝の方法はなかったんでございましょうけれども、アップせざるを得なかった事情についてもう少しと御説明を承りたいと思ひます。

それからこのページの表が二つございますが、左側の利率欄――補正前の利率欄最下段でございますが、清掃運搬施設事業三百十萬・九・五%以内とございますが、この欄は補正前でございまして、補正前なら九・〇%以内がずっと上から同上、同上で最下欄までこななければいけないのじゃなからうかと思ひるのでございますが、この点につきましての御説明を承りたいと思ひます。

○財政課長(山田俊康君) 第一点の利率の問題でございますが、利率につきましては当初予算でお願いいたしましたときには、当然九・〇%以内におさまるであろうという予測のもとにお願ひし

たわけでございますが、その後大体起債が内定する状況に従いまして縁故債につきましては地元銀行、信用金庫、農業協同組合等とも話し合いました結果、どうしてもそこまでは利率を下げるわけにはいかないという事が出てまいりました。

昭和五十年度の縁故債各都市の状況等をみますと、一番大きかったものが九・一%、一番高かったものが九・七%程度で借入をしているわけでございます。特殊なものとしては九%程度で借入しているものもございますが、この館山市としては九・一%より下がりそうもないというようなことから今回の改正をお願いしたわけです。

なお、金融機関個々ではなく、金融機関六行によります協調融資というような形をお願いしております。

もう一つ、表の中の清掃運搬施設事業につきましては、実は九月議会におきましてお願いしましたときに、すでにそれらがわかっておりますので、この費目につきましては九・五%以内で議決をいただいたわけでございます。当初予算に計上いたしておりましたものについては九%以内ということでしたので、相当努力をいたしました。前段申し上げましたようにならない見込みでありますので、今回九・五%以内ということでお願いしたい次第でございます。

〇一四番(石井頼久君) 大体御説明で了承いたしました。

いまの御説明で九・一%以上——まあ押し切られたようなかっこうでアップされたようでございますが、押し切られてしまった勝負あったあとで勝負の内容について云々してもまことにしようがないんですが、地元銀行、金融機関等々とも今後のこともあり

ますので、折衝には極力——表現はむずかしゅうございますが、市民負担が少しでも増大していかないように御努力を強く要望いたします。質問を終わります。

〇一六番(安西益男君) 二、三聞かせていただきます。

一八ページ一九節の補助金の老人クラブ連合会補助金でございますけれども、補助金のあり方は各クラブに対して同額といえますか、あるいは人数割りというようなことでやっておられるのかどうか。その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから一九ページの九節、これは処理場視察の旅費ということでございますが、先ほども質問されておりますように、ごく最近に地元の異様な、硬化した、反対に対する強いチランが全地域にまかれているという点。特に視察に対する感じというものも、極度に強い感覚を持っているという面からしまして、この前二三百三十万に対する視察費の計上の折にも地元の感覚というものを十分考えていかなければどうかということもあつたわけですが、こういった周辺の反対が次から次へ出てくるということによりまして行かれた方は当然それだけの認識を持って、確かに現在の近代的な施設ということに大きな認識を持たれたということはわかります。と同時に、反面そのことによって非常に地元としてはさらにさらに反対条件という中にそういうものをを入れて硬化していく、こういうたかね合いを見ますとはたしてそういうことが今後の折衝の上にとり出てくるかということを考えますと非常に心配になつてくるという面があるわけでございますが、その点で今後こういったやはり視察を続けていられるのかどうか。

あるいは、地元の視察をどのように——地元の住民の折衝をど

のように持っていかれ、そしてまた地元の人たちが視察に行かれるまでの方向をどんなふうに考えていかれるのか。これはあくまでも地元中心というすべての方向はいまのところ逆に進んでいかれるような、そういうふうに感じとられるわけでございますけれども、そういった点は今後視察は——なおかつ各団体いろいろあるわけでございますけれども、どんなふうに考えていかれるのか。きわめて肝心かなめの地元の住民の視察をどんなふうに考えていかれるのか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

次の一三節の不動産価格鑑定委託料、日坂の予定地の関係でございませけれども、こういったあそこだと決めてかかる——一日も早く、前から申し上げてまいりましたように、実現を切望することは議会として当然であります。われわれとしても一日も早くそういった話し合いが進められて、そうして実現することを願うわけでございますけれども、しかしながら結果的にはそうしたエスカレートした、硬直化というものを考えますと、大変これは慎重の上にも慎重を期していかなければどうかという点が考えられるわけでございます。チラシ等で見ますと、裁判を辞さない、あくまでも裁判しても絶対阻止するというようなことをいわれておるといふことになりますと、やはり地元とは何ら接触の方法がとられていない、そういった周辺から盛り上げていく——ムードづくりということになりますか、そんなふうに考えておられるようない配が見られるわけでございますけれども、こういったあり方について地元中心の方向というものを考えていくべきではないかというふうにも感じるわけでございます。そういった点の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、次の二〇ページになりますけれども、再三先ほどから御質問あったようでございますが、処理場の修繕費ということで、脱水機——これは私現に現物等を見ておりますけれども、これからの全般的な耐用年数——脱水機の耐用年数はかりでなく、全般的な耐用年数というものも相当きているんじゃないかということ等を考えますと、脱水機ばかりでなくほかの施設の老朽化というものが顕著に見られるというものが出ています。それだけに新しい施設ができることを願うわけでございますけれども、こういった見通しが確定していない時点で、他の現処理場の機械修理に対する修繕費もこれからかかってくるかと思っております。そういった点の現状を伺いたいと思っております。

以上の点についてひとつお聞かせいただきたいと思います。

○福祉事務所長（山口 一君） 一八ページの一九節老人クラブ連合会補助金に關します御質問でございますが、この補助金は老人クラブ——単位クラブに対しての補助金でございまして、連合会に対しての補助金でございませぬ。

積算の根拠といたしましては、現在百四クラブの老人クラブがございませぬので、それに対します一クラブ当たり三百円の計上でございます。

失礼いたしました。当初三百円の補助金でございましたが、それが五百円に補助要項がかわりましたので、その差額を計上したものでございます。

なお、老人クラブの補助金につきましては、人数割りではございませんで、老人クラブの性格上五十名程度を一クラブとして編成するよりの基準が示されておりませぬので、一クラブ当たり幾ら

という補助額が決まっております。

〇衛生課長（石井 謀君） お答え申し上げます。

この旅費の關係につきましては、今回補正をいたしましたのは地元の真倉区を中心にお願いたしましたわけでございます。

ただいま御指摘がございましたように、真倉区からの反対、あるいはチラシ等もあるわけでございますが、私も考えておりますのは、大体主な反対理由といたしまして四つあるわけでございますが、そういうような理由の中で實際的に真倉区の役員の方々が思っておられることと私どもが実際に検討いたしました内容とは相当食い違いがあるわけでございます。

ただ、その中で人の嫌う施設が三つもあるというようなこととございますが、こういうような問題については、確かにそのとおりでございますが、こういうようなものはおのおのの一つ一つ善処していくというような考え方で、あくまでも清掃審議会からの答申を尊重いたしました。地元住民とよく話し合いを進めていくというよりな考え方にはかわりございませんが、ただ真倉区のほうで話し合いを拒否されておるわけでございますが、もう少し時間をいただきまして、近づいてまいりまして、いろいろ話し合いを進めていくというよりな考え方には変りないわけでございます。

なお、先進地の視察の件につきましても、もちろんこれは真倉の区長さんにもお願いして、ぜひ御参加いただきたいということとで申し込んでございまして、この結果についてはまだ御回答がございせんが、逐次足を運びまして、そういうようなことに持っていきたいというふうには考えております。

次に処理場の修繕費の關係でございしますが、これは十三年経過

いたしております。相当老朽化しております。中にこれは新しくしなくちゃいけないという機械もあるわけでございますが、でき得る限り、私どもは二年後に新しくするというよりな考え方のもとに補修、あるいはどうしても部分的に新しくしなきゃならないものについては新しくするというところで、補修を主体にこれをやっているわけでございますが、特に消化槽の關係に相当いろんな夾雑物が入っておりますし、こういうような清掃はどうしてもやらなければいけない、こういうふうな考え方をしておりますが、いざれにしましてもできる限り職員に大事をとって操作をするような形で、現時点においてはやっておるわけでございます。

〇一六番（安西益男君） 視察については今後やはり続けていかれるのか、あるいはまた、地元の人たちにもいろいろ折衝中であるという、こととございますけれども、そういうことで確かに地元の方のやはり感情をなるべくひとつ硬化させないような、これは一番肝心だと思っております。どこまでもエスカレートしていくということになると大変心配な点があるわけでございますから、そういう点でやはり実現を早く願うが故に、地元のそういう話の持っていく方について細心の注意を払っていくべきであるということが言えるわけでございます。

確かに役員の一部ということではなくて、役員の方がそういう気持ちをもってこないうちは、住民全体はあくまでも役員中心でおそらく現在の団結というものがなされておりますので、市当局の考へておる以上の地元としては強い団結というものがあろうかと察せられるわけでございますので、そういう立場で地元を十分に考へてやらなければならぬと思います。

審議会等の答申もありますし、そういう兼ね合い、さらには地元の住民との話し合いということでございますが、これはほとんどなされない。市と一切話をしませんというままにきておるわけでございます。したがって今日も、またさらにそういうものがいつになるか見通しがつかないというふうに現在感じておるわけでございますが、たださっきも言ったようにいろいろな方向から固めてきて、その反面で地元ではなお硬化ということが心配されるわけでございますので、どうかそういう点を一番地元を中心にものを考え方というものを考えていくべきだというふうに思っていますけれども、そういう点で極力地元の人と話し合いのできる方向を考えていく、また考えていかなければならないと思えます。

地元では市とは話し合いませんというままにしていたんでは解決できませんので、それならばどんな方法でという具体策を考えておられるかどうか、そういうような点、そういうことでどうかひとつ地元の視察の方向が現在どの程度に進んでおられるのか、折衝しているということでございますけれども、近い将来行かれる様子がみられるかどうか、そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

○衛生課長(石井 謀君) この点につきましては、非常にむずかしい問題でございますが、われわれも努力しながら、数回となく区長さん宅を訪ねまして実情を訴えておるわけでございますが、結果的にはいま御指摘のあったとおりであります。

われわれも事務的に相当努力はいたしておりますが、ある程度政治的な面も考えていかなければならないというふうに私は私なりに感じておるわけでございますが、さっき申し上げましたよう

に何回も通いまして、なんとかせめて視察だけでも行っていただきたいということを現時点においてはお願いしておりますので、賛成、反対においてはこれはもう別問題として視察だけは行っていただきたいということをお願いしておりますが、回答はまだできておりませんので、いつ行けるかという点については現在はっきり申し上げられません。

○一六番(安西益男君) いろいろと御苦心されているのはわかりますので、どうかより以上に地元との折衝をどんな方向でもっていくかということをさらに十分検討して、積極的にそういう方向を進めていっていただきたい、以上お願いしまして質問を終わります。

○一八番(渡辺軍治郎君) 先ほど貯水槽の問題について、補見のほうで要望があつて来年度予算には計上するような、そういう御答弁がありました。やはり地元の要望ということで、地元の受益者負担といいますが、そういうようなものをもらうような予定で組まれているのか、そのへんをひとつ伺いします。

○防災課長(羽山房雄君) 工事着工しなければそのことははっきり申し上げられませんが、一応概算見積もりをして歳入にも見込みたいと、こう考えております。

○一八番(渡辺軍治郎君) 貯水池の必要性というのは誰が考えてもわかるわけですが、さっきの話では地元から要望が出ていないからというようになことで「訂正があつたわけですが、地元から要望が出なければやらないという、そういう考え方だと、災害防止の上からみて消防というのは全市的な問題なんです。火災が大きくなったんではいけないから貯水槽を適当なところへつくって、

災害が大きくならないようなためにつくっていると聞いていますよ。  
もしそうだとすれば、市全体からみてこの地域にどうしても貯水槽が必要なんだという一つの計画性、市全体からみた防災の計画性というもののによって、何も要望がなくても、最近では人家の密集地域がふえてきているわけですが、そういうような場所には適切に貯水槽をつくるということが市全体としての防災だと思わなくてはなりません。

ことに消防は消防組織法で、管理者は市長であって、消防に対する経費は全部市が負担するということが法的に決められているわけです。それを地元の要望がなければ、地元で負担金を出さなければ—何かという受益者負担ということで、同等に負担を押しつけるということじゃなしに、計画的に市全体の問題としてやっていくのがすじではないかというふうに考へていますが、この点につきましては市長さんどういふお考えなのかお聞きいたしたいと思ひます。

○市長（半沢良一君） 現在貯水槽につきましては数多くの要望があるわけでございますが、市の財政事情とにらみ合わせながら逐次着工していく、そういうことであります。

また、消防団のほうにおきまして、その必要度を認定していくわけでございますが、そういう意味で要望のあるところからやるというたてまえで今後もやっていきたいと思ひます。そういう意味で御要望のあるところからやはり負担をしていただくという方針で今後も考へていきたいというふうに考へております。

○一八番（渡辺軍治郎君） 要望のあるところからやっていくというところで、これは予算計上する中で負担金とか、そういうような

問題がある程度考へているようですが、さっき私は下町、仲町の下のほうで要望があったということを言ったのは、先だって市民に対して要望と意見を求めるアンケートを出したわけで、アンケートの中でやはり地元の人たちから要望があるわけなんです。だから出したんで、市にそういう要望が届いてなければやらないんだということだと若干問題があると思ひますよ。そういう要望があつてそこへ行つてみて館山市全体からみてこれはここに必要があるということだつたら、市が積極的にやらなくちゃいけない問題だと思ひます。要望があつたからといって必要がないところにつくるわけにはいかないわけです。要望がたくさん出た中でどこへつくるのが一番緊急の問題として必要なのか、必要性からそういうものをつくらなかつたら防災にはならないと思ひますよ。その点けひとつ今後の問題として考へてもらいたい。

それから地元の受益者負担ということで、これは火災というのは地元のために消防があるわけじゃないんです。市全体の防災という立場からそれぞれの分団というものがあるわけですから—分団の問題には関連しません、アンケートの中には分団に対する費用がたかさんかかる、あるいは消防後援会というようなところに負担がかかる、そんなに負担がかかるんなら分団消防はやめて常備消防を強化しろというような意見もあるわけですよ。ただ市全体からみてやはり消防というのは非常に重要なんですよ。ているわけで……。

それからもう一つは、さっき答弁の中で消火せんをつける予定があると、これは作名のダムができればかなり消火せんというの

は重要な役割を果たすと思ひます。しかし震災やなんかの場合十分消火せんが有効に使えるかどうかということになります。これは水道が破壊されたら一特に火災という問題が震災のあとに起こつた場合に、消火せんだけで火災を食い止めることではきないと、そういう場合に貯水槽というのが相当大きな役割を果たすと思ひます。そういうことを考へて、貯水槽というものはそういう震災の場合を考慮して、全体からみてどこどのどういう要所につくつたらいいかということで、計画的に進めてもらいたいということをお願いしておきます。

以上で終ります。

〇 一五番 (辻田 実君) 最初に一九ページ二項清掃費のうちの

三節委託料、不動産価格鑑定委託料でございますけれども、先般質疑がありまして内容については了承いたしましたけれども、先般けれども、この鑑定を必要とするのは土地を買収すると、こういうことで必要になっておるかと思ひますけれども、現段階においていろいろな諸般の状況、なおかつ本予算においては先進地の視察、こういうものを十一月中旬から今日にかけてたくさん行われておるといふ中、まだこれが終つて何日もたっていない、一六番議員さんの御質問等についても実際の中心部におきますところの真倉のそういう人たち、当事者が関係する、区でのいまの反対している人たちの視察はぜひさせたい、こういう御答弁をなされておる。

そういう中において、これは市有地じゃなくて他の所有者の土地を買収すべき価格の評価を依頼して予算化し、これを原点到置くなどということについて、はたしてそれがいいのか悪いのか。

むしろ館山市においては不動産の評価委員とか、固定資産税の評価委員、こういうのもあるわけでございますし、そういう中である面のものはおさえられると思ひます。予算的に必要なものは、さもないければ税金をかけられないわけですから。日本不動産研究所に頼まなければ正確な取引価格がわからないというよりなことじゃ、税金かけているのはたまたまということになるわけですから、館山市の課税の—そういう不動産に対するところの価格というものはかなり正確なものになっていると、それが直ちに不動産売買価格というわけにはいかないかもしれないけれども、この性質のものはそういう面もからんで計上されたのかどうなのか。

普通この種のものに依頼する場合には、売り手と買い手が売買交渉に入つて、そして売買交渉の中でもって価格の了解がつかない云々という場合に、それじゃ第三者に頼んで適正評価をしようという形でもって料金が出てくるのが、ごく一般的な社会通念でございます。いまその段階に入っているのかどうなのか。九月議会の中でもってあれだけの論議が出ておる今日、相手ともう売買交渉に入つたのかどうなのか聞きたいわけですが。

入る前から、こちらでもって他人の土地の取得額の評価を頼むということとは、一般的にいつてあり得ないことですし、そういうことがどつちかというところとあらゆる既成事実をつくつて追い込んでいこう、こういう非常に強行手段といわれておる方向の一つにならんじやないかと思ひます。それがございまして、その点については私がいま懸念しているような問題はどうか。ひとつこれを御答弁いただきたいと思ひます。

二番目に二四ページの三目一二節役務費でございます。一中の備品等運搬料でございますが、これは過般の説明の中でもって、四月に向こうに移転するという事で、その移転に際してPTAの自発的な協力があるけれども、それじゃ賄えないものがあるので、車両運送等にかかる費用だということで説明があつたわけでございます。これが具体的にいつ頃になるのか。

今日館山の一中は建設途上でございますけれども、一中の校舎並びに校庭、さらにあそこの武道館、これの管理責任者は誰になつてゐるのか、これを明確にしたいだきたいと思つてゐます。

それから三番目に同ページの一五節工事請負費でございますけれども、この中において、防音校舎関係について五千五百万円ですかの要するに減額になつてゐるわけでございます。そうして予算的には国庫支出金が三千八百十五万円の減額になつております。これは収入の面におきまして三千八百十五万、一中、二中の防音校舎関係でもって返還になつてゐるわけでございますけれどもこの点については前の議会においても一、二度質問しまして、契約の段階でもって安くなつたという説明を受けて了承はしてゐるわけでございます。しかしながらまた今回においても約三千八百万という、額にしますと相当な額のもの減額補正されるということについてここでこの点を深く掘り下げてお尋ねするわけでございますけれども、当初予算に計上する場合にあらかじめ防衛施設庁等から内定、内示、こういうものがあると思つてすけれども、これはどうなんでしようか、まずこの点を伺ひたい。

とすると、総体的には予算というものは相当高額でございますから、三億の予算の中でもって約一割何分返還ということがされ

ても、一割ぐらい契約の段階でもって削減できる、こういうふうにいわれてみれば、一割そこですから、一割五分ぐらいですから、金額的には大きくても割合からいへば小さい面があるかもしれないけれども、しかし今日防衛庁の校舎の設置の中でもって三千八百万円の金を使えば、もっとも教室の中の内装設備にしろ、施設にしても立派なものができるんじゃないか、こういうふうに思われるわけでございます。

三千八百万をもらつてないから、還付になると、これが二度、三度内示を受けていながら内示どおりの執行ができなくて、パーセンテージは一割から一割五分の間といへども三千万、四千万という金がその都度返つていくのは正常とは思えないんですが、どういふわけで毎回出さなければいけないのか。

今日の状況の中でもって、防音校舎は最大限に立派なデラックスな建物じゃないわけです。で上がった館山小学校はじめ二中、これらをつかつてゐるものの中でも、もう少しこういうところを充実してもらつたらいいとか、壁にしろ、そういう面で若干もうちよつと金をかけてもというところがあるんじゃないか。

入札の段階でこういう問題が生じてくるということであっても、入札のときもつと思ひきつて工事をきちんとしてくるように、そしてむしろ設計よりもいいというわけにはいかないでしようけれども、設計一ばい一ばいいくよりな形で出てくるんじゃないかと設計の段階でもってきちんとしたところの見積もりが「若干その間に半年ぐらいの狂いがあつてもびしつと出るぐらいの計算をしなくて防衛庁の内示なり内定、こういうものをもらへるのかどうか。こういう点について若干いふ言つたよりな面の疑問が生じ

てくるわけなんですけれども、この点についてはどうなのか。

防衛庁のほうでも毎回こういう形で残を出してやるのが歓迎されるのか、それともこっちでもって抑制しているのか、少しでも残を返してくれというよりな指導があるのかどうなのか。これを二番目に聞きたいと思います。今後も防音校舎継続して何年間かやっていくわけでございますから、この点について心配するものがございます。

最後に二五ページ幼稚園費の中の一目一五節でございますけれども、館山幼稚園と神戸幼稚園にプレハブでそれぞれ二教室並びに一教室建てるわけでございますけれども、これは暫定的なものなのか。近い将来これは幼稚園の教室を本格的に増築というんですか、建設をするものなのかどうなのか。これらの見込みについての状況をお尋ねしたいと思います。

以上四点について。

○衛生課長（石井 謀君） 土地の評価に対する御質問でございますが、これは真倉区の反対理由の大きな一つの問題でございます。日坂の土地は土地ブローカーの手に渡り、土地転がしによって最低三万以下では買取できないだろう、あるいは価格面からして市民が不信感を持っているというようにございまして、こういうような関係から適正価格をどうしても出さないことにはこれが解決できないわけでございます。

なお、この問題につきましても、前回の九月に質問等も議会からあったわけでございますが、そういうような意味合いからいたしまして、不動産鑑定の評価を依頼する、あるいはまた市内の金融機関並びに先ほどお話がございました固定資産の評価補助員と

か、そういうような方々の御意見を取りまとめ、そういうようなものを館山市財産管理審議会というのもございまして、そういうような資料を集め、審議会に諮問を申し上げたいということで、要するにこの関係即評価額であるというようにお考えをもらないわけでございます。あくまでも評価していただきまして、参考資料にしたい、こういうような考えでございます。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 第一点目の御質問の引越しの件でございますけれども、現在引越しの時期として予定しておりますのが三月一日から五日の間でございます。

この予算に計上いたしました一二節の役務費、これはその引越しにあたってのトラック、クレーン等の借上料を対象として考えておりますが、大半の小さなものについては、PTAから協力の申し出がございまして、そのPTAとともに児童で引越さしていただくわけでございます。

現在一中の施設としております焼き窯とか、ローラーとか、それからLL装置、アナライザー、それから教室における実験用の机等、こうしたものはどうしても業者に依頼する以外にない、このような考え方で、学校をばさみましてPTAとの間の話し合いの中でおおよその用途をたてて計上したものでございます。それから二点目の現在の新しい校地内にあります校舎、体育館等の管理責任でございますが、いずれも教育委員会が管理しております。ただ武道館にありましては、現在教育委員会が管理する社会体育館的な武道館ではございますが、建設の際には学校長に管理を委託する、こういう方向を考えております。

原則的にはそのように考えながらも、現在建築中の建物にあり

ましては教育委員会が管理責任者——すでにでき上がっておりまする建物については管理することになっておりますが、暫定的に現在工事を行っている計工務店に依頼をしている。これが現実であります。

それから工事費についてでございますが、工事費を予算化するにあたりましては、設計業者を通じまして防衛施設庁と相談の上その額をはじいているわけでございます。

防衛施設庁が補助金内示するに当たりましては、その年度におけるもろの建築用資材についての一品ごとの単価を年度当初にはじいて、それによって業者は工事費の算出をするわけでございますけれども、予算編成時点は前年の十月から十一月ごろでございます。こういったことで防衛施設庁内部におきましても、その建築資材についての単価の算定がなされていない、そういったようなことから防衛施設庁は大体その時点における社会情勢、経済情勢、そういったものを勘案しまして大体の平米当たりの単価、そういったものを示して指導している、こういったふうな形でございます。

毎回辻田議員さんから執行残については御意見を承っておりまして、私もその点については十分願慮はしているわけでございますけれども、工事費についての見通しが私どもにはでき得ないというふうなことから、一応防衛施設庁内の専門技術者の意見をそのまま尊重して予算で組んできている、これが実態でございます。それからその工事に関係しまして、これだけの契約残が残るんならもう少しやるべきところをやったり、工事そのものの質を高めたらというふうな御意見もございましたが、各場所につきまし

て、一応防衛施設庁の指示がございますので、その指示を越えて工事を施行するところにはちょっと問題がございますので、一応こういったふうな形の予算残が生じている、それが現状でございます。

それから館山幼稚園、神戸幼稚園のプレハブ移設の問題でございますけれども、これはあくまでも暫定的な措置でございます。〇一五番（辻田 実君） 第一点の不動産鑑定の問題でございますけれども、これについては時点をいつに定めるか、これによって相違うと思われさせていただきます。

現在の状態の中にありますところの土地の価格と、それに対して若干の造成、加工——すなわち排水路をもつとか、水道を置くとか、こういった造作によって価格というものは相当かわってくると思います。どういつ時点でこれをとらえるかという問題があるわけです。その点はどう考えておられるのか。

ですから、ある面ではこういったものは売り手と買い手との問題ですから、たとえばここでもって価格鑑定が非常に高く出たという場合、高くなつてしまえば市ではもう買えないということがあるだろうし、高くても買うんだということでは別ですけれども、売り手の場合にたとえば土地を取得し——取得の経過というのも前議会に明らかになっておりますから、その後については山を崩して造成というのがあるわけですから、それについても幾らあれしてもわかるわけです。この一年の間の問題ですから、そういったものの単価を割って売るか売らないかという問題も出てくる。

評価が安くなった場合に、そういった取得、造成単価より安い価

格ということもあり得るわけですから、一般的な不動産価格というのは、だけれども、取引上については取得価格とそれについての造成価格でもって売るといのが業者の常識ということで、割って売れないという法則があるわけでございますけれども、しかしながら、かといってどんどん造成して、かかったらかかったものけひとつ新しい価格が生まれてくるということについては非常に問題がある。

そういうことを防ぐために土地開発公社というものが館山市でもってできたわけでございますから、今回の問題はそもそもこれらの取得について土地開発公社が十分機能を果たさなかったところの問題があるわけでございます。そういう意味では価格の評価規定というのはどの時点で——造成後なのか、造成前なのか。いま造成は進むものか。進めばいままここで価格評価しても、それで排水路とか、いろいろそういう水路、埋め立て、こういうものをやっつけていけば、また値段がかわってくるわけですから、そういう点では売り買いの時点でやらないと価格というものが出てこないんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、そこらへんいつの時点でどんなふうに考えているかお伺いいたします。

それから二四ページの校舎の件でございますけれども、移転の件でございますけれども、それについてはわかりました。

現在教育委員会において管理しておるといことでございますけれども、先般御案内のように新聞紙上にぎわしました——新聞によりますと黒い葬儀ということでもって、稲川会云々というものが出ておったわけでございますけれども、当日一中の校庭敷

地が駐車場になっておったということで、多数の車が駐車されておったということを開いておりますし、そういう話がいま一中の学区の人たちの中に多く広がっております。

館山市は暴力追放都市宣言をしたばかりの都市でございます。したがってまして教育施設について——稲川会というのは暴力団かどうかということについてはわかりませんけれども、新聞ではあれだけでかく出ておりました、暴力団の最たるものだというふうなことでもってああいう葬儀は云々ということでもって、写真入りでもって四大新聞等にも出ているわけでございますけれども、これに貸したのか、貸さないのか、どうなのか。教育施設としてどう現認したのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇衛生課長（石井 謙君） 一つの時点でこれを評価するのかわりうりなことでございますが、これは考え方としては二つの時点を考えているわけでございます。

一つの時点は、現在土石採取いたしましたあの一地点を、現況約六万平米を、採取しました現況のままを評価していただく。もう二つは、百メートルまでの先の地点を評価していただくということでございます。現況でお願いする。こういうことでございました。

〇教育長（安田豊作君） 稲川会の葬儀のときに一中の敷地を貸したのかということですが、借用の申し込みもありませんし、あそこが駐車場に使われるということも予期しておりませんでした。が、実際問題入りましましたので、すぐ現場に行つて使わないよう立て札を立てました。

〇一五番（辻田 実君） もう一点だけ不動産関係で聞きますけれども、土地所有者とすてに売買云々についての話し合いを一回でも、二回でもされたかどうか。内容は別にしてそういう交渉というですか。話し合いはされたかどうか、その点について聞きたいと思います。

それから二番目の一中校庭の問題ですけれども、関連しているわけでございますが、あそこが幾ら引越しをしても、管理責任というものが十分でなくては、予算を組んで荷物をもって行っても荷物そのものが不安だということでもって、関連して質問するわけでございますけれども……。

すてにあの葬儀が行われる前々日には、新聞並びに放送でもって中止させるようなあれが、予告的な報道がされておるわけでございます。当日新聞記事でわかりませんけれども、周辺警察から警察官五十数名が出動してこれについて云々ということでもって当日ものものしい警備態勢があったことは事実でございます。

現場を確認したということでございますけれども、教育施設がこういうことで、何十人という警官、機動隊というものがきてパトカーがうようよしている中에서도されたわけでございますけれども、この点についてやはり不法駐車なり、校庭を使われるという点については、暴力追放都市として非常に問題がある中で、撤去命令なり、そういうものを警察に通告したのかどうなのか。

そういう手だては、たまたま事故がなかったからいいよりなもので、当日外車一何百万とするような車が右往左往していたことは現認していたわけでございますけれども、あれを見てちよっ

と子供が石をぶっつけて云々というような問題が出てきた場合に、ああいう人たちの関係でどういうことになるかという問題もあつたわけですから、その点についても立て看板だけだったのか、それとも警察に対して一教育施設を守るという意味からの措置、方法については事前にそういうものがあつて、警備態勢もあれだけとつたわけでございますから、そこからへんはどうだったのかお伺いをいたしたいと思ひます。

以上をもちまして、答弁を求めまして、質問を終りたいと思ひます。

〇衛生課長（石井 謙君） 所有者との話し合いでございますが、これは本年八月におきまして、この土地を衛生センター敷地について御協力をいただけるかどうかということで、それ以上のことについては何ら話し合いはいたしてございません。

〇教育委員会庶務課長（汐崎政光君） ただいまの十一月三十日の件でございますけれども、あいにく私は東金、教育長は千葉へ出張していたわけでありまして、出張先で電話を受けまして、係に防災課と協議の上警察のほうにそれ相応の対策を講じてもらうよう話をしろ、そういう旨の指示を与えました。

それから、なお小、中学校に対しましては、そういう問題に巻き込まれませんよう十分留意する一それぞれ指示を与えております。

〇議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。一御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。— 討論なしと認めます。

### 採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

### 議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第六十四号乃至議案第六十六号昭和五十一年度各特別会計補正予算を一括して議題といたします。

議案第六十四号 昭和五十一年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第六十五号 昭和五十一年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第一号）

議案第六十六号 昭和五十一年度館山市水道事業特別会計補正予算（第一号）

### 質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願ひます。

○二八番（石井 正君） 一点お伺ひいたします。

三九ページ水道事業の補正予算に係係しまして、先般の御説明によりますと一億二千三百万余の予算が計上されて、これがほとんど配管工事であるということでございますが、配管工事で、これが可決されますと工事の発注がされるわけでございますが、この請負契約についてどういふ方法をとられているか御説明をお願いいたします。

○水道課長（大嶋重義君） 私どもは、これにつきましては原則といたしまして入札によって行いたい、このように思います。

○二八番（石井 正君） もちろん入札によって行いたいと思ひますけれども、いわゆる私の考えは— 工事にもよりますけれども、いわゆる大手、あるいは地元業者というよりな関係があるかと思ひますので、いわゆる執行部のそういう請負契約に対する姿勢と申しますか、そういうものについてお伺ひをいたしたい。

○水道課長（大嶋重義君） 水道工事につきましては、特に大半の施設が地下に埋設されるものでございます。しかも埋設される配管は常時水を通水するという、こういう役目を持っておるものでございますので、これが一般の建物等とも工事の内容が違いますので、特に工事の良否、あるいは資材、工法等につきましては十分な— 将来永久的な施設でございますので、そういう点について手抜かりのないように、また将来の水道事業の経営といたすることも考えて十分配慮していきたい、このように思っております。

ます。

〇二八番(石井 正君) いわゆる配慮するということは、私の質問の大手でなければやらせないのか、あるいは地元でもやらせられるのか。いわゆる工事の配慮ということはわかりますけれども、そういう点についてお伺いしているので、そういう方面からの御答弁をお願いいたします。

〇水道課長(大嶋重義君) 私ども水道関係でこういった大きな請負はめったにないわけでございますが、今回こうした水道の拡張事業というところで行いわけでございますが、私ども市のほうに財務規則がございまして、こうした入札等につきましても規定はあるわけでございます。これに準じて先般も行ったわけでございませけれども、今後このように市の財務規則に準じて取り扱ってまいりたいと考えておるわけでございます。

地元と申しますと、範囲が広がりますし、漠然としておるわけでございますが、これにつきましてもある一定の金額以内のものは地元の業者でできる場合もあると思いますが、また金額によっては指名参加願いの関係とか、あるいはまた一つの資格基準等もございまして、それらによってもまたどうかという点が出てくるわけでございますが、私どもはでき得る限りやけり地元——立派な、そういう仕事をごなせるものは、地元業者の育成ということを考えて、やはり考慮に入れるべきではないかと、このように考えております。

〇二八番(石井 正君) これは市長さんにお伺いしたいと思っておりますが、私の申し上げたいことは、できないものを地元によれといってもできないんですからわかっておりますけれども、水道ばか

りではなく、現在の土木、建築関係におきましても市の仕事を——結局税金が上がらないと、非常に年々不景気になってきておるので、地元でも大変弱い業者は困っておるわけなのでございませけれども、そういう意味から——もちろんこれは無理押しにできないものを作って、ずいぶん深くやったら、間違つてまた掘り起こさなくちゃいかぬという意味であるかと思っておりますけれども、そういう意味じゃなくて、そういう姿勢を市が持っているかどうかということが問題だと思っております。

今後いろいろな工事は出ると思いますが、小さな工事も出ると思いますが、大きな工事もあるかと思っておりますので、市の執行部としてそういう姿勢があるのかどうかということをお伺いいたします。

〇市長(半沢良一君) 水道工事のみならず市で行いますすべての工事ににつきまして、地元——特に市内の業者を優先的に考えてやっっていくたいと考えております。

〇一八番(渡辺軍治郎君) ただいまの問題とも関連するわけですが、地元業者に請負をさせたいと、これだけ前から主張していることですが、地元といっても中小小工業者といいますが——この十一月ですが、倒産をみますと千五百件も倒産業者があるわけです。そういう不況の中で地元の中小業者というのは非常に苦境に立っていると思っております。

そういう点から考えて、いまの答弁ではそういう業者を育成していくたいという答弁ございましたけれども、市としては管工事組合というものに対して資格認定といいますが、ということ認定料をとっているわけですね。そういうことからいけば市内のそういう業者に認定料だけ取って仕事はやらぬというよりなことで

は不満が従来からも相当出ているんです。

中小企業ですから、大きい、小さいの単位といえますか、そういうものとも関連があると思うんですが、一億二千二百四十二万五千円というと、全体の金額とすれば相当大きいわけですが、大きいものと、小さいものと、中くらいのものというふうに管の太さ、そういうことで大体末端に行くにしたがって管は細くなっていくと思うんです。だからある程度大きな仕事は相当の力を持つた業者でないといけないかもしれませんが、町の管工事業者、そういうのを見れば結構仕事をやっているあれもあると思うわけです。

最近、管工事組合で、協同組合として県の認定をとっているというよりな、そういうところでは何人かが集まって、そして責任体制をはっきりして、仕事を受けたいというような希望も相当市のほうには出ているように聞いていますが、先ほどの答弁では市の財務規則、そういうものに従ってやっていくということになりますと、そういう規則に紋られるという面が出てくるわけですね。

財務規則というようなものになると、資格認定を点数によってそして指名入札をその中から選んでいくことになるかと、中小業者はその中からはずれるというようなことも出てこないとは限らないと思いますが、市のほうで入札する場合の、指名入札する選定の場合に、いままでは点数でやっていると思うんですが、そういう方向でいくのか、それとも点数もある程度考慮しながら町の業者の力、そういうものをみてやっていくのか、そこらへんの点のはっきりしないんでお答え願いたいと思います。

○助役（吉野茂樹君） ただいまの質問でございませうけれども、発

注基準がございまして、その点数の中には会社の内容等ももちろん計算されて行われておりますので、御了解願いたいと思います。○一八番（渡辺軍治郎君） そのことを聞いてはいるんですが、大抵点数だけでいくと、中小企業というのは指名入札からはずれる公算がかなり出てくるわけです。点数がそこまでいってないと指名入札の対象にならない。中小業者を育成するということになればどう考慮していくのか、そこらのへんがわからないんです。

いままでの規定どおりでやっていけば、点数以内の人という制限られちゃうわけです。いま点数からいったらはずれるほうが町の中小企業者には多いわけなんです。ところがそういうところを潤わせる、いまの不況を打破していくということになれば、一番困っている業者に仕事を与えてやりたいというのが不況の解決になると思うんですが、ところがそういう点数主義でいくとそこからみんなはずれてしまう。せっかく仕事があっても仕事ももらえない。しかも市はちゃんと管工事業者に対しては認定料をとっているという関係もありますから、どうしたら中小業者に仕事が――いまの認定方法からみてはずれるような人たちに仕事を回すことができるのか、そこらが非常にむずかしい問題だと思っております。そこをひとつはっきりしてもらわないと、業者が希望がないような形になるんじゃないですか。

○市長（半沢良一君） 御趣旨よくわかりますので、配管工事を行います場合におもに、大きい太い管とかあるいは、それから支線細い管が出ていくわけです。そういう工事は地元業者でも十分受け入れられるような金額になるわけで、そういう形で地元の業者が工事のできるような方向をとっていきたいと思います。

〇一八番(渡辺軍治郎君)　　そういう方向でひとつ進めてもらいた  
 いんですが……。

その次に薬品費の問題なんですが、塩素硫酸バンド等購入費百  
 五十万の補正があるわけなんです。これは滅菌のことについてひ  
 とつお伺いしたいんですが、塩素滅菌でいまやっているわけです  
 が、一部の人の中にはフッ素にかえたらどうかという、そういう  
 意見を持っている人がいるわけで――というのは、最近子供の  
 虫歯が多いということがかなり新聞報道でも出ているので、塩  
 素滅菌をフッ素滅菌にかえたらいいんじゃないかということも出  
 ているので、塩素滅菌がいいのか、フッ素滅菌がいいのか。私に  
 もよくわからないので、そのへんをお聞きしたいわけです。

〇水道課長(大嶋重義君)　　現在水道の滅菌につきましては、塩素  
 滅菌によることで処理されておりまして。そういったことも一部新  
 聞には出ておりますけれども、水道のあれには水質の基準がある  
 わけでございますが、塩素によって滅菌していくというのがたて  
 まえになっておりますので、これによってやっております。

なお、虫歯との関係でも、そういったことが報道されておりま  
 すが、むずかしい問題でございます。そういった点については  
 厚生省なり、県の指導によって考えていきたい、このように考え  
 ております。

〇一八番(渡辺軍治郎君)　　これは医学といえますか、そういうも  
 のとも関連があるので、今後の問題としては――  
 トそういうフッ素のほりがいんじゃないかという意見もありま  
 すので、研究課題としてひとつやってみてもらいたいと思いま  
 す。

もう一つは、国保関係で質問があるんですが、三二ページの三  
 項保険給付費の助産費の問題なんですが、二百七十六万円助産費  
 が計上されておりまして。

これは昨年ですか、助産費の補助援助が二万円から四万円に上  
 がったわけですが、この助産費というのは、保険ではみてもらえ  
 ないわけなんです。

これは病氣として、お産の場合にはみないわけですから、お産の  
 経費というのはかなりいまでは高額になっていると思うんです。  
 私の聞いているところでは十七万、あるいは十八万ぐらいお産に  
 かかるということなんです。産科、婦人科に入院してのことだろ  
 うと思うんですが、十七万かかるということ、それに対して四  
 万円の援助費、補助費でいいかということに問題があると思うん  
 です。

ちょっと前だったらそう出産費は多くかからなかったと思うん  
 ですが、時代の変遷の中で出産費が高くなって、それが、お産を  
 する階層というのほどちらかといえれば給料の低い層が――若人  
 たちですから、したがって給料も安いという、そういう中でお産  
 に対する費用が相当大きくなってかなり負担になっているわけ  
 です。

社会保険ではたしか九万円の補助だと思っておりますが、社会保険  
 と比べて五万円の差があるというようになるとなっていますが、国保で  
 こういう費用をかさむと、国保税の関係が出てくるわけですね  
 ども、国の三分の一の補助があるということ、助産費を上げる  
 ような時期に来ているのではないかというふうに考えるんですが、  
 その辺はどのようにお考えになられているのか聞きたいと思いま  
 す。

○保健課長（越路良夫君） 助産費の関係でございますが、四万円の助産費は本年度から引き上げをやったわけでございます。

次年度以降につきましては、現在よりか増額を計画し、それを検討中でございます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 昨年度上がったわけですから、これからもいまの答弁では増額を検討中ということですが、社会保険との関係もありますので、これからの問題として増額されるようにひとつ検討してもらいたいということをお願いして、質問を終わります。

○二九番（望月照正君） 四三ページの資金計画の中でちょっと御質問したいんですが、この区分の中の受入資金で前年度繰越金というのが四百七十二万七千円で、補正額が八百四十四万というふうになっていますが、前年度繰越金というのは、いわゆる昭和五十年年度の決算書に盛り込まれたものが五十一年度の前年度繰入金として入ってきているものと思いますが、昭和五十年年度決算の中の前年度繰越金というのはどの欄に載っていますか、ちょっとお知らせ願いたい。

○水道課長（大嶋重義君） この前年度繰越金でございますが、五十年年度の決算書には繰越金としては赤字になっておりますので載っておりません。

○二九番（望月照正君） これはどうでしょうか、監査事務局長さんにお願したいんですが、昭和五十年年度が赤字のために繰越金はないんだというんですが、ここに、現在昭和五十一年度の第一号の補正ですから、その欄の中に前年度繰越金四百七十二万七千円という一この数字はどこからもってきたものですか、ちょっと

事務局長にお聞きいたします。

○監査事務局長（吉岡政雄君） ただいま水道課長が御答弁申し上げましたけれども、昨年度から載ってない、私どもも載ってないというふうに理解しておりましたが、ここに載っておりますので、そのへん、ちょっとわかりかねます。

○二九番（望月照正君） これ第一号で出ておりますから、もしここに前年度繰越金、または二番目の前年度未収金、また支払い資金の前年度未払い金、これをもし補正しようとするならば、昭和五十年年度の決算書を全部訂正しなければならぬと思うんですけども、その見解は水道課長いかがでしょうか。

○水道課長（大嶋重義君） 五十一年度の当初予算を組むときの資金計画は、予定で計上いたしましたわけでございます。

五十年年度の決算が済みまして、未収金、あるいは前年度の未払い金、こういったものは確定いたしましたわけでございます。それによりまして今回これを正しいものに補正をいたすということでの今回補正をいたしましたわけでございます。

○二九番（望月照正君） 課長さん、これが正しいものであるとするならば昭和五十年年度の決算書も直さなければいけないわけですが、これが正しいものであるとするならば、

それで、私がさっきから質問していることは、正しいとか、正しくないではなくて、前年度未収金、前年度繰越金、この数字が昭和五十年年度の決算書のどこに載っていますかということをお願いしているわけです。前年度繰越金というのは昭和五十年年度の決算書になければならないということですが、それをちょっとお示し願いたい。

〇水道課長（大嶋重義君） 五十年度の決算書におきましては、前年度の未収金につきましては三億三千五百八万二千四百八十一円でございまして、前年度の未払いについては、決算につきましては三億七千七十二万九千九百十六円、このような数字になっております。

〇二九番（望月照正君） 課長さん、だから私ほさっきから不思議に思っ御質問申し上げておるんですが、きょう審議しているのは昭和五十一年度館山市水道事業特別会計補正予算第一号なんです。第一号ということはお申すまでもなく二号じゃないということなんです。ということは、議決予定額というのは五十年度の決算書の前年度繰越金が当然載るのがあたりまえだと思っております。どなたがどういふふう計算しても、前年度の繰越金が五円なら前期繰越金受け入れは五円というのはあたり前のことなんです。それが未収金が三億三千五百万、それから未払いが三億七千万というのが出ているんですが、それが今度この欄におきまして急拠三十二万にかわってみたり、三十六万にかわってみたりしているんですが、この点いかがでしょうか、もう一べん詳しく御答弁願いたいと思います。

〇水道課長（大嶋重義君） 資金計画の議決予定額につきましてはこれは五十一年度の当初予算に計上されました資金計画でございますので、これは決算のものとは違うわけでございます。ですからこちらのほうは、議決予定額は三月の議会で議決いただきました当初予算における資金計画のものを計上いたしましたわけでございます。

〇二九番（望月照正君） 市長さん、ちょっとお伺いしたいんです

が、いま水道課長はああいうふうな答弁をしているんですが、ここにもありますとおり、前年度繰越金というのは五十一年度になって、昭和五十年度の決算に全くゼロでないわけです。それがここに前年度繰越金という、この自体どういふわけでしょうか。

〇市長（半沢良一君） ただいま水道課長から御答弁申し上げましたように、この予算は三月の予算の時点で、予算を提出いたしました時点で、五十一年度は五十年度から四百七十二万七千円の繰越金があるだろうということで、決算が終る以前の段階でございまして、その段階で繰越金を見込んだわけでございます。そういうふう理解しております。

〇二九番（望月照正君） 議長さん、長くなりますからいい加減にやめますが、いまの市長さんの答弁という答弁だかあまり趣旨がわからなくてすけれども、前年度繰越金があるだろう、いわゆる繰越金というのは、水道課長も御存じだろうと思いますが、先ほど言いましたとおり、赤字だから繰越金はないんだということをはっきり言っています。しかもここで五百万近い繰越金があるだろうということを出したというんですが、それが八百万もふえてきた。前年度繰越金は一實際問題お考えになればわかると思いますが、追加したり、補正で減じたり、増すること自体がおかしな数字だろうと思います。

そこで、私は先ほどの話をお願いしたいんですが、前年度未収金の三億云々、前年度未払い金がやはり三十六万七千三百十六円、こういうふうに変なギャップが出てくるんですが、これ市長さん何回も申しますとおり、未払い金がこういうふうになるだろうということですか。三億三千五百万が三十二万八千円にな

るだろりという見込みでこういう予算を立てたということですか。ちよっともう一回御答弁願いたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後二時四十分 休憩

午後三時 二分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（大嶋重義君） 先ほどの御質問の件でございますが、

この資金計画におきまして、前年度繰越金といたしまして今回補正で八百四十四万円を計上いたしました。計で千三百十六万七千円、このように計上いたしました。これは本年度の当初予算におきます際の計上額は左欄でございますとおりでございますけれども、五十年度の決算を行いまして、現金は現金預金としましては五十年度の決算にも計上されておりますように、これは流動資産の中で千三百十六万六千円、これは切り上げて七千円とするわけでございますが、このように確定いたしましたので、ここにこのように計上いたしました。ですから前年度繰越金となっておりますけれども、これは歳計現金でございます。現金繰りといつたものはこのようになるということ。このようにいたしたわけでございますが、ただ一般の会計の場合の前年度繰越金等の表示と混同されて誤解が生じたと思えますけれども、実質のものは、歳計現金のものはこのようになるということで、このように計上したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○二九番（望月照正君） ただいまの説明では、わかつたような、

わからないようなものなんです。私にこれで意見を述べまして質問を終わりますが、いまの話の歳計現金が四百七十二万七千円あ

つたということは一 来年度ひとつ直していただきたいと思います。すが、前年度繰越金というあくまでも四百七十二万七千円、前年度繰越金というのは、いわゆる課長が言ったとおり繰り越しはありませぬよ、赤字だったからということ。を言いましたけれども、現金がこれだけあったということなんです。繰越金の現金が四百七十二万七千円あったということは上欄に出しておいて、その下に現金ということで四百七十二万七千円で、補正予算でなお八百四十四万くるんだという、予定はこうなっているから千三百十六万七千円になる、これが企業会計法でも一番正しいやり方だと思います。このようにしますとみんなわからなくなつて、企業会計と何かごちゃごちゃになつていてる感じがすから、そのように分離してやつてもらえば非常にわかりやすい資金計画になると思えます。その点ぜひとも来年度からそういうような計算で表に出してもらいたいと思います。それだけちよつと言つて下さい、やれるか、やれないか。

○水道課長（大嶋重義君） ただいまの件につきましては、ここに掲げた表は公営企業法で様式が示されておりまして、これによつたものでございますけれども、できるだけ、そうした御意見もございまして、わかりやすく運用面で今後研究してもっていききたいと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。質疑を終わります。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

議案第六十四号乃至議案第六十六号については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) これより採決いたします。

議案第六十四号乃至議案第六十六号を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号乃至議案第六十六号はそれぞれ原案どおり可決されました。

請 願 替 の 上 程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第四、請願第三号を議題といたします。

請願第三号 国道一二七号線「館山バイパス」早期実現方に関する請願書

委 員 会 付 託

○議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました請願第三号を所管の常任委員会に付託し、特に閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しました。

閉 会 午後三時七分閉会

○議長(吉田勇治郎君) 本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。よってこれにて第四回市議会定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、議案第六十二号乃至議案第六十六号

一、請願第三号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 吉 田 勇 治 郎

館山市議会議員 辻 田 実

館山市議会議員 安 西 益 男

